

お知らせ

令和4年1月

三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格審査申請書を提出される方へ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納税証明書等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により地方税法等の一部が改正され、納税(徴収)猶予の特例制度が施行されました。そのことにより、納税(徴収)猶予の特例を適用されている期間中であり、納税証明書や市町税完納証明書等(以下「納税確認書類」という。)が関係機関から発行されないため、共同入札参加資格審査申請時に納税確認書類を提出できない場合で、新型コロナウイルス関連の徴収猶予以外に未納や滞納がない当該申請者については、納税確認書類提出の取扱いを下記のとおりとさせていただきます。

記

申立書(別紙)及び納税(徴収)猶予制度の適用を受けていることが分かる書類の写しを提出していただくことで確認を行いますので、申請時に提出してください。

なお、納税(徴収)猶予の特例適用期間経過後に、改めて納税確認書類の提出をお願いします。

- ※ 納税確認書(県税事務所発行)については、新型コロナウイルス関連の徴収猶予許可後は発行されます。
- ※ 申立書の提出による確認は、あくまでも納税確認書類が発行されない場合の対応ですので、納税確認書類が発行される場合は提出してください。